

業務設計書（公示用）

役務名 追分川ほか6河川自然環境調査業務

札幌市下水道河川局事業推進部

役務名 追分川ほか6河川自然環境調査業務

積算額 円

役務説明

1. 役務の概要

追分川、真栄川、山部川、三里川、山鼻川、屯田川、東濁川の7河川において生物の生息状況、流量、水質を確認することを目的とし、環境調査等を実施するものである。

自然環境調査一式

- ①動物（魚介類、産卵床、両生類、底生生物、鳥類）
- ②植物
- ③流量
- ④水質

2. 履行場所

追分川（札幌市手稲区西宮の沢2条1丁目付近）、真栄川（札幌市清田区真栄付近）、山部川（札幌市清田区真栄付近）、三里川（札幌市清田区平岡4条7丁目付近 ※平岡公園内）、山鼻川（札幌市南区南33条西11丁目付近）、屯田川（札幌市北区屯田9条9丁目付近）、東濁川（札幌市手稲区手稲山口付近）

3. 履行期間

契約に示す着手の日から令和4年2月21日までとする。

4. 仕様書等

- ① 札幌市土木設計業務共通仕様書
- ② 札幌市公共測量仕様書
- ③ 特記仕様書
- ④ 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル [河川版] 平成18年度制定 平成28年1月改訂
- ⑤ 正常流量検討の手引き（案）【2. 魚種別の必要水理条件の参考例】平成19年9月
- ⑥ その他、本役務に必要な要綱、基準等（業務主任の指示による）

5. 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり役務着手前に役務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を2部提出するものとする。

- ① 業務着手届
- ② 主任技術者等指定通知書
- ③ 業務工程表
- ④ 業務計画書

6. 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を2部提出するものとする。

- ① 完了届

7. 納入成果品

- ① 報告書 製本：1部
- ② 電子データ（報告書・写真等） CDもしくはDVD：1部
- ③ その他担当職員が必要とするもの 一式

追分川ほか6河川自然環境調査業務 特記仕様書

1 業務の目的

本業務は、追分川、真栄川、山部川、三里川、山鼻川、屯田川、東濁川の7河川において環境調査を実施し、生物の生息状況、流量、水質を確認することを目的とするものである。

2 業務の概要

自然環境調査 一式

- ・動物（魚介類、産卵床、両生類、底生生物、鳥類）
- ・植物
- ・流量
- ・水質

3 履行場所（詳細は別紙位置図のとおり）

追分川（札幌市手稲区西宮の沢2条1丁目付近）

真栄川（札幌市清田区真栄付近）

山部川（札幌市清田区真栄付近）

三里川（札幌市清田区平岡4条7丁目付近 ※平岡公園内）

山鼻川（札幌市南区南33条西11丁目付近）

屯田川（札幌市北区屯田9条9丁目付近）

東濁川（札幌市手稲区手稲山口付近）

4 仕様書等

契約約款および本仕様書に記載されていない事項については、担当職員の指示によるほか、以下の仕様書等に準じること。

- ・札幌市土木設計業務共通仕様書
- ・札幌市公共測量仕様書
- ・河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版] 平成18年度制定 平成28年1月改訂（財）リバーフロント整備センター
- ・正常流量検討の手引き（案）【2. 魚種別の必要水理条件の参考例】平成19年9月 国土交通省河川局河川環境課
- ・その他、本業務に必要な要綱、基準等（業務主任の指示による）

5 提出書類

受託者は、契約締結後に、以下の関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

- ・業務着手届
- ・主任技術者等指名通知書
- ・業務工程表
- ・業務計画書

6 TECRIS 登録

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により担当職員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更（「履行期間」「技術者（主任設計者、照査技術者等）」の変更）時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に完了時は完了検査合格後、15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

「登録のための確認のお願い」については、担当職員が記名・押印した原本を受託者が保管し、複製を委託者が保管するものとする。

また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに担当職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

7 主任技術者等

本業務の実施に当たり、受託者は主任技術者等を定め、委託者に通知しなければならない。

8 業務内容

(1) 業務打合せ

打合せ回数は、①業務着手時、②中間時（2 回）、③成果品納入時とし、主任技術者が立ち会うこと。

(2) 現地調査（動物・植物）

動物・植物調査を実施する河川名及び調査区間延長、調査地点数を表-1 に、調査方法・時期は表-2 に示す。各河川における調査区間については別添位置図のとおりとする。

調査は「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版]（平成 18 年度制定 平成 28 年 1 月改訂）」に準じて実施し、調査結果は別途指示する公表用様式（Excel ファイル）にとりまとめること。

なお、詳細な時期及び調査箇所については現地の状況等を踏まえ、業務担当職員と打合せの上決定するものとし、調査実施前に北海道知事に特別採捕許可を申請すること。

表-1 河川名、調査区間延長、調査地点数

河川名	調査延長	魚介類	産卵床	両生類	底生生物	鳥類	植物
追分川	約 1,000m	1 地点	-	-	1 地点	-	-
真栄川	約 1,000m	1 地点	-	-	1 地点	-	-
山部川	約 5,300m	1 地点	4 地点	-	-	-	-
三里川	約 600m	1 地点	-	1 地点	1 地点	1 箇所	1 箇所 (※)
山鼻川	約 500m	2 地点	-	2 地点	2 地点	-	-
屯田川	約 700m	2 地点	-	-	2 地点	1 箇所	1 箇所 (※)
東濁川	約 1,300m	2 地点	-	-	2 地点	1 箇所	1 箇所 (※)

※三里川：約 6,000 m²、屯田川：約 5,000 m²、東濁川：約 20,000 m²

表-2 調査項目、方法、時期

調査項目	調査方法	季数	調査時期
魚介類	採集法	2季(※)	6～7月、10月
産卵床	現地踏査	1季	10月
両生類	現地確認法	2季(※)	6～7月、10月
底生生物	採集法	2季(※)	6月、10月
鳥類	ラインセンサス法	1季	6～7月
植物	現地踏査	1季	7～8月

※山鼻川下流地点のみ11月の1季調査とする。

(3) 現地調査（流量・水質）

流量及び水質調査を実施する河川名及び調査地点数を表-3に示す。調査予定区間等については別添図面のとおりとする。

表-3 各河川における流量・水質調査地点数

河川名	流量調査	水質調査
真栄川	1地点	-
三里川	1地点	1地点

ア 流量調査及び採水作業

1地点につき3回（6～7月、8月、10月に1回ずつ）実施する。詳細な時期及び地点については現地の状況等を踏まえ、業務担当職員と打合せの上決定するものとする。

イ 水質分析

表-4に示す2項目について、採水した資料の水質分析を行う。なお、報告書には計量証明事業登録者（北海道知事登録）が発行した濃度計量証明書を添付することとする。調査結果は、別途指示する公表用様式（Excel ファイル）にとりまとめる。

表-4 水質調査項目及び分析方法の参考例

項目	分析方法	
大腸菌群数	昭和46年環告第59号	最確数による定量法
糞便性大腸菌群数	平成17年3月24日付環水企発第050324003号 環境省環境管理局水環境部企画課長通知付表1第1法	メンブランフィルター法

(4) 報告書作成

報告書の作成にあたっては、提出前に委託者の確認を得ることとし、概ね下記項目が含まれる内容とすること。

ア 現地調査結果

(i) 共通事項

- ①業務概要
- ②調査地点位置図
- ③調査概要（日時、調査河川、調査方法）
- ④調査結果
- ⑤考察（委託者が既往調査資料を貸与）
- ⑥資料（採水位置詳細図、濃度計量証明書、調査写真一式（※）、特別採捕許可関係書類、打合せ記録簿、月報）

※捕獲した魚介類は大きさが分かるように定規等を添えて撮影すること。

(ii) 動物・植物

①全確認種

科名、種名、学名、確認月日、写真、採捕個体数

②重要種・外来種

指定要件、分布と生態の説明、確認状況、以下への掲載有無とカテゴリー

- ・環境省レッドリスト
- ・北海道レッドデータブック
- ・札幌市版レッドリスト 2016
- ・環境省 特定外来生物等一覧
- ・北海道ブルーリスト

③指定外来種

指定外来種として定められている種についてはその旨を記載すること。

※河川水辺の国勢調査基本調査マニュアルの考え方にに基づき、確認された重要種・外来種について、確認種の記録と分けて報告書に掲載すること。

④確認された重要種及び外来種の確認地点位置図

イ 落差工改善効果の評価

表-5に示した河川について、以下の評価を行う。評価については「正常流量検討の手引き（案）【2. 魚種別の必要水理条件の参考例】平成19年9月 国土交通省河川局河川環境課」や各種文献、現地の状況、請負者の知見をもとに、総合的に行うこと。ただし、現地調査に含まれる考察の範囲内とする。

(i) 生息・産卵等に適した河川環境の確認

落差工下流で発見された魚類等が、魚道の設置等により遡上した際に、生息・産卵等に適した河川環境（水深・流速・流量・河床材料等の観点から）が確保されているかについて確認種ごとに報告書に掲載すること。

(ii) 魚道整備効果の検証

現地調査に基づく考察結果を踏まえ、当該河川に設置した魚道による効果の検証を行う。

表-5 落差工改善効果の評価対象河川

評価項目	河川名	調査区間延長	調査項目
(i)	真栄川	約 1,000m	魚介類、底生生物、流量
(ii)	山部川	約 5,300m	魚介類、産卵床

ウ 河川環境整備による効果の検証

現地調査に基づく考察結果を踏まえ、当該河川の環境整備の重要性について、周辺や上下流の状況等から総合的に評価し、報告書としてとりまとめる。※検討対象河川は表-6のとおり

表-6 河川環境整備による効果の検証対象河川

河川名	調査区間延長	調査項目
追分川	約 1,000m	魚介類、底生生物
真栄川	約 1,000m	魚介類、底生生物、流量
三里川	約 600m	魚介類、両生類、底生生物、鳥類、植物、流量、水質

エ 環境配慮方針検討

(i) 流量減少による影響

現地調査に基づく考察結果を踏まえ、対象河川の流量が減少した際の影響に関する環境配慮方針を報告書としてとりまとめる。※検討対象河川は表-7(i)のとおり

(ii) 浚渫による影響

現地調査に基づく考察結果を踏まえ、当該河川の浚渫計画策定に反映すべき環境配慮方針を報告書としてとりまとめる。※検討対象河川は表-7(ii)のとおり

表-7 環境配慮方針検討対象河川

	河川名	調査区間延長	調査項目数	調査項目
(i)	山鼻川	約 500m	5項目	魚介類、両生類、底生生物
(ii)	屯田川	約 700m	4項目	魚介類、底生生物、鳥類、植物
	東濁川	約 1,300m	4項目	魚介類、底生生物、鳥類、植物

9 納入成果品

成果を取りまとめた報告書を、製本1部(A4版)・電子データ1部を提出すること。また、本業務で撮影した全ての写真データを併せて納入すること。

※電子媒体による成果品の納入について

受託者において、必要なハード及びソフト環境の整備が可能な場合に適用する。図面をCADで作成した場合は担当職員と協議の上、図面と併せて電子媒体(CD-Rなど)によるものも納入すること。

使用ソフトは受託者が使用しているソフトとするが、データの出力は広く一般に使用されている形式(拡張子 dwg、dxf、pdf など)で行うこと。

10 環境配慮

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- ① 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- ② ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- ③ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- ④ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- ⑤ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- ⑥ 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

11 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

業 務 着 手 届

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

(住所)

受託者

(氏名)

印

下記業務（役務）は 年 月 日着手したのでお届けします。

記

1 役務番号 第 号

2 役務の名称

様式 5 主任技術者等指定通知書（役務用）

<h2 style="margin: 0;">主任技術者等指定通知書</h2>		
年 月 日		
札幌市長 秋元 克広 様		
(住所) 受託者 (氏名)		
印		
役務番号	役務の名称	
上記業務（役務）に係る主任技術者等を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。		
区 分	氏 名	備 考

- ・ 「区分」欄には、業務内容に応じ「主任技術者」、「主任設計者」、「照査技術者」等と、それぞれ記載すること。
- ・ 共同企業体の場合は、各技術者等の所属会社名を「備考」欄に記載すること。
- ・ 技術者等と請負人との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

(別紙) 技術者経歴書 (役務用)

※ 主任技術者 主任設計者 主任監理者 設備資格者 照査技術者				経歴書				
現住所								
氏名		生年月日		年 月 日				
最終学歴	卒業年月		学校名		専攻学科			
	年 月							
職歴	年 月		入社					
			(年 月退職)					
技術資格	年 月				取得No.			
	年 月				取得No.			
主要業務経歴	直前1年分		業 務 名		受託金額 (千円)		履行期間	
							年 月	
	直前2年分						年 月	
							年 月	
上記のとおり相違ありません。								
年 月 日								
氏 名 ㊞								

注1) ※印の項目については、該当するものを○で囲むこと。

注2) 最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校のいずれかを記載し、専修学校、各種学校等は記載しないこと。

業 務 日 程 表

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

(住 所)

受託者

(氏 名)

印

下記業務（役務）について、別紙日程をもって履行します。

記

1 役務番号 第 号

2 役務の名称

3 履行期間 着 手 令和 年 月 日

完 了 令和 年 月 日

